

事後評価シート

コード 11-2-3	事務事業名 就学援助事業	所管部課 学校教育部学務課					
事務事業の概要	事務事業の目的 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、義務教育を円滑に受けることができるよう援助を実施する。		事業の区分 <input type="checkbox"/> 総合計画 <input type="checkbox"/> 行革項目 <input checked="" type="checkbox"/> その他の事務事業				
	実施内容、実施方法 西東京市内に住所を有し、公立小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者で申請手続きにより、要保護者及び準要保護者と認定された方に対し援助を実施する。		根拠法令等 ・学校教育法 ・西東京市就学援助費及び就学奨励費支給要綱				
	事業開始時期	平成7年度	実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
評価指標の設定	活動指標名 申請件数		活動指標の考え方(定義) 小・中学校の保護者から申請を受けた件数				
	成果指標名 1次 認定件数		成果指標の考え方(定義) 1次 申請に対し認定した件数				
	1次		1次				
	2次		2次				
事務事業データ			単位	15年度	16年度	17年度	18年度
	事業費(A)		千円	154,688	145,517	146,958	155,223
	国庫支出金			17,254	16,246	1,650	2,415
	都支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源			137,434	129,271	145,308	152,808
	所要人員(B)		人	2.00	2.00	2.00	2.00
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	16,546	16,656	16,370	16,370
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	171,234	162,173	163,328	171,593
	単位当たりコスト (E)=(D)/ ( 認定件数 )		千円	116.25	120.31	119.30	#DIV/0!
	歳入		千円				
	活動指標	目標値	件			1,800	1,800
		実績値	件	1,585	1,662	1,571	
	活動指標	目標値					
		実績値					
1次成果指標	目標値	件			1,500	1,500	
	実績値	件	1,473	1,348	1,369		
1次成果指標	目標値						
	実績値						
2次成果指標	目標値						
	実績値						
事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)		特になし				
	26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)		・東京都26市が同様のサービスを提供している。 ・他市の準要保護認定基準(対生活保護基準額) 1.0~1.2倍 7市 1.3~1.5倍未満 14市 1.5以上~1.6倍未満 5市(西東京市含む)				
	運営上の制約条件・ 外部要因等		特になし				

コード 11-2-3	事務事業名 就学援助事業	所管部課 学校教育部学務課
---------------	-----------------	------------------

【事業所管部評価】

検証項目	選択基準	ランク	選択理由、特記事項等
1 目的の適切さ・目標	1 目的の妥当性	1	
	5 目標の妥当性	5	
	4 緊急性	4	
2 市の必要性	2 法的義務性	2	生活保護法第6条2項に規定するよう保護者に準ずる程度に困窮している保護者に対して援助する
	2 必要性	2	
	4 民間との役割分担	4	
3 内容の適切さ	3 ニーズ	3	
	3 規模・方法の妥当性	3	
	1 公平性	1	
4 実施手段の適切さ	2 有効性	2	
	5 効率性	5	
	3 独自性	3	
合計			35

総合評価	評価結果	判断理由、説明等
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>・学校教育法第25条(就学の援助)経済的理由によって、就学が困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。</p> <p>・準要保護の認定基準については、東京都26市を参考に随時見直しをする必要がある。(平成19年度に認定基準を生活保護基準額の1.5倍未満へ引き下げを実施する。)</p>

18年度における改善点	<p>・平成18年度に認定基準を生活保護基準額の1.7倍未満から、1.6倍未満に引き下げた。今後は他市の動向を見ながら認定基準の引下げ等の見直しを検討したい。</p>
-------------	---

二次評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>学校教育法による法定事務であり、基準について18年度、19年度と見直しを図り、適正に執行されている。今後も近隣他団体の動向をみつつ、少子化対策としても配慮が必要である。また、各教育振興事業の見直しと関連付けて検討すべきと考える。</p>
------	---	---

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>二次評価記載のとおり、今後も近隣団体の動向を踏まえ、基準の見直しを実施されたい。当面は総合評価記載のとおり、認定基準を生活保護基準額の1.5倍未満まで引き下げていく必要がある。</p>
--------	---	---